

運営基準減算が適用された事例について

運営指導における指摘事例について

ここでは、運営指導において運営基準減算が必要と認められた事例を紹介します。貴事業所の業務が基準等に沿って適切に運営されているかを確認する際の参考としてください。なお、事実関係は、主旨を損なわない範囲で変更している部分があります。

項目	事実関係	指導内容等
サービス担当者会議	認定更新や区分変更があったにもかかわらず、ケアプラン内容に変更がなかったとの理由で、サービス担当者会議を開催せず、担当者に照会も行っていなかった。	認定更新や区分変更等、基準で定められた場合には、必ずサービス担当者会議を開催すること。やむを得ない事情がある場合には、サービス担当者に照会し、その回答を各担当者で共有すること。
サービス担当者会議	ケアプランに同一法人の同一敷地内の訪問介護事業所のサービスしかないため、事業所内で担当者から話を聞いたことをもって、会議開催としていた。	ケアマネジャーがサービス担当者から話を聞くだけでは、会議を開催したとことにならない。利用者、家族、主治医等の関係者が出席する会議を開催し、各担当者の情報を共有すること。
サービス担当者会議	感染症予防を理由にサービス担当者会議を開催せず、照会も行っていなかった。	感染症予防のために、サービス担当者会議を開催しない場合でも、サービス担当者に照会し、その回答を各担当者で共有すること。
モニタリング	訪問時にモニタリングに関する聞き取りは行っていたが、記録がされていなかった。	モニタリングの結果は記録すること。
モニタリング	居宅を訪問することなく、電話でモニタリングが実施されていた。	1月に1回、利用者の居宅を訪問することによってモニタリングを行うこと。但し、所定の要件に該当する場合はテレビ電話等で実施できる。

項目	事実関係	指導内容等
モニタリング	担当ケアマネジャーが、苦手とする利用者であるとの理由で、モニタリングが実施されていなかった。	個々の事情に応じて、担当ケアマネジャーが適切なケアマネジメントが行えない場合は、サービス担当者会議で検討したうえで、事業者として適切な対応を行うこと。
ケアプランの交付	利用者から区に対して、ケアプランを受け取っていないとの相談があり確認したところ、利用者に交付していないことが認められた。	業務が多忙で交付していなかったとのことだが、利用者とケアプラン内容を共有することは、ケアマネジメントにおいては、必須であるので、必ず交付すること。